

名古屋市建築物環境配慮制度運用マニュアル2026

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（環境保全条例）

名古屋市住宅都市局建築指導課 令和8年10月 CASBEE_Nagoya 2026



I 名古屋市建築物環境配慮制度について

1. 制度の目的

建築物環境配慮指針に基づく建築主の自主的な取り組みを進め、建築物の新築等における地球温暖化その他の環境への負荷の低減を図ることを目的としています。建築主には、その措置等について記載した建築物環境計画書を届け出ていただき、概要を公表することにより目的の達成をめざすとともに、環境に配慮された建築物が評価される市場の形成を期待するものです。

2. 根拠法令等

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（環境保全条例）

（平成15年3月25日名古屋市条例第15号）

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則

（平成15年9月10日名古屋市規則第117号）

建築物環境配慮指針

（平成23年3月4日名古屋市告示第139号）

特定外建築物環境計画書の届出に関する要綱

（平成21年9月24日制定）

3. 関係法令等と本制度との関係

- ・ 建築基準法にもとづく確認申請の建築基準関係規定にはなりません。
- ・ 建築基準法及びこれによる関係法令等、その他この届出に関連する内容の条例等により設けられている水準以上の措置を義務付けるものではありません。

4. 届出の手続き

（1）建築物環境計画書の届出について

床面積の合計が 2,000 m²を超える建築物（「特定建築物」といいます。）の新築又は増築（増築の場合は増築部分）をしようとする者（「特定建築主」といいます。）は、特定建築物の概要、地球温暖化の防止のための措置などを記載した特定建築物に係る環境への負荷の低減を図るための措置に係る計画書（「建築物環境計画書」といいます。）を作成し、工事着手予定日の 21 日前までに市長に届け出なければなりません。

建築物環境計画書は、「CASBEE 名古屋」の枠組みで、作成していただきます。

《届出資料》

建築物環境計画書届出書（規則様式第31号）

建築物環境計画書（「CASBEE 名古屋」による入力結果）

・「メイン」、「結果(2-3 レーダー)」、「重点項目」、「スコア」シートの印刷物

・入力データ

《届出書提出先》

名古屋市住宅都市局建築指導課

中区三の丸 3-1-1（市役所西庁舎2階） 電話 052-972-2924

※特定建築物となる規模(2,000 m²)は棟ごとに考え、2,000 m²以下の棟は届出の対象外になります。

なお、2000 m²以下の建築物は要綱により、任意に届出することができます。（詳細は(4)を参照）

（2）建築物環境計画書の変更の届出について

特定建築主は、工事が完了するまでの間に届け出た事項を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければなりません。

《届出資料》

建築物環境計画書変更届出書（規則様式第32号）

建築物環境計画書（「CASBEE 名古屋」による変更後の入力結果）

- ・「メイン」、「結果(2-3 レーダー)」、「重点項目」、「スコア」シートの印刷物
- ・入力データ

変更届が必要な変更の範囲

- ・ 建築物環境計画書届出書に記載されている事項を変更する場合
- ・ 建築物環境計画書に記載された内容に変更がある場合

（3）工事完了の届出について

工事が完了したときは、その日から15日以内に市長に届け出なければなりません。

《届出資料》

特定建築物工事完了届出書（規則様式第33号）

（4）2000㎡以下の建築物について

2000㎡以下の建築物（「特定外建築物」といいます。）の新築又は増築（増築の場合は増築部分）をしようとする者（「特定外建築主」といいます。）は、要綱に基づき、任意で届出をすることができます。届出方法は特定建築物の場合に準拠しますが、様式が異なりますのでご注意ください。

また、戸建住宅については、「CASBEE あいち[戸建]」による入力結果を用いるものとします。

《届出資料》

特定外建築物環境計画書届出書（要綱様式第1号）

特定外建築物環境計画書

（「CASBEE 名古屋」もしくは「CASBEE あいち[戸建]」による入力結果）

- ・「メイン」、「結果(2-3 レーダー)」、「重点項目」、「スコア」シートの印刷物
- ・入力データ

・変更時

特定外建築物環境計画書変更届出書（要綱様式第2号）

特定外建築物環境計画書

（「CASBEE 名古屋」もしくは「CASBEE あいち[戸建]」による変更後の入力結果）

- ・「メイン」、「結果(2-3 レーダー)」、「重点項目」、「スコア」シートの印刷物
- ・入力データ

・完了時

特定外建築物工事完了届出書（要綱様式第3号）

※CASBEE あいち[戸建]は、愛知県のホームページ(<http://www.pref.aichi.jp>)より入手できます。

5. 評価および環境計画書の作成方法

評価にあたっては、次の項目を踏まえ、一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター(IBECS)の「CASBEE 建築(新築)評価マニュアル(2024年版)」および本資料の「Ⅱ「CASBEE 名古屋」の採点基準について」を参考にしてください。

(1) 用途の別について

次の表を参考に、評価する棟の用途を CASBEE の用途区分に分けて、評価を行ってください。

用途区分	用途名	含まれる用途	類する用途
非住宅系用途	事務所	事務所、庁舎、郵便局など	保健所、学習塾
	学校	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校など	幼稚園、保育園
	物販店	百貨店、マーケットなど	理髪店、美容院などのサービス店舗
	飲食店	飲食店、食堂、喫茶店など	
	集会所	公会堂、集会場、図書館、博物館、ボーリング場、体育館、劇場、映画館、ぱちんこ屋、展示施設など	寺院、ダンスホール、その他の遊技場
	工場	工場、車庫、倉庫、観覧場、卸売市場、電算室など	危険物取扱所、畜舎
住宅系用途	病院	病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームなど	診療所
	ホテル	ホテル、旅館など	
	集合住宅	集合住宅(戸建は対象外)	

※複合用途の場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下、建築物省エネ法)における用途に準ずるものとします。

(2) 評価の重み係数について

- ・各項目に与えた1～5のレベルに、重み係数が乗じられて評価がなされます。
- ・複合用途の場合は各項目に与えたレベルに、用途ごとの評価の重み係数が、それぞれの用途の床面積割合に応じて乗じられます。
- ・病院、ホテル、集合住宅は、各項目に与えたレベルに、居住・宿泊部分の評価の重み係数が、居住・宿泊部分の床面積割合に応じて乗じられます。

（3）建築物環境計画書の作成方法

・メインシート、計画書シートは、一般財団法人住宅・建築 SDGs 推進センター（IBECs）の「CASBEE 建築（新築）評価マニュアル（2024 年版）」に加え、以下の部分を参考にして、入力してください。

CASBEE® 名古屋

評価ソフト

バージョン CASBEE_Nagoya_2026(v1.0)
 ■使用評価マニュアル: CASBEE-建築(新築)2024年版、名古屋市建築物環境配慮制度運用マニュアル2026

1) 概要入力

① 建物概要

■ 建物名称	(仮称)〇〇住宅	
■ 建設地・地域区分	愛知県名古屋市中区栄1-〇-〇	
■ 地域・地区	近隣商業地域	
■ 竣工年 (予定/竣工)	202●年●月	
■ 敷地面積	600.00	m ²
■ 建築面積	250.00	m ²
■ 延床面積	2,500.00	m ²
■ 建物用途名	〇〇	
■ 階数	地上10F	
■ 構造	RC造	
■ 平均居住人員	XX	人(想定値)
■ 年間使用時間	XXX	時間/年(想定値)

② 評価の実施

■ 評価の実施	202●年●月●日	
■ 作成者	〇〇〇	
■ 確認日	202●年●月●日	
■ 確認者	〇〇〇	
■ WLCの計算	標準計算 → WLC算定条件シート（標準計算）を入力	

2) 個別用途入力

① 用途別延床面積

事務所	0.00	m ²	事務所		m ²
			官公庁		m ²
			研究施設		m ²
			幼稚園・保育園		m ²
学校	0.00	m ²	小・中学校（北海道）		m ²
			小・中学校（北海道以外）		m ²
			高校		m ²
			大学・専門学校		m ²
物販店	0.00	m ²	デパート・スーパー		m ²
			コンビニエンスストア		m ²
			家電量販店		m ²
			その他物販		m ²
飲食店		m ²			
	0.00	m ²	劇場・ホール		m ²
集会所			展示施設		m ²
			スポーツ施設		m ²
			うち省エネ計画対象面積		m ²
工場		m ²			
病院		m ²			
ホテル		m ²			
非住宅 小計	0.00	m ²			
集合住宅	2,500.00	m ²	専有部（住戸部分）	2,150.00	m ²
			共用部（ゲストルーム除く）	350.00	m ²

② 住居・宿泊部分の比率

■ 病院の延床面積のうち、病室部分の床面積の比率	
■ ホテルの延床面積のうち、宿泊部分の床面積の比率	
■ 集合住宅の延床面積のうち、住戸部分の床面積の比率	0.86

建築物省エネ法で定められている地域の区分を選択してください。
名古屋市内はすべて6地域です。

竣工年が予定/竣工の別を選択してください。

この2箇所のセルには入力できません(下の個別用途入力の欄に入力した情報により自動計算、自動入力されます。)

評価の実施が基本設計段階/実施設計段階/竣工段階の別を選択してください。

WLCの計算を「個別計算」(マニュアル参照)で行う場合には、「個別計算」を選択してください。それ以外の場合は、「標準計算」のままで結構です。

用途別の床面積をそれぞれ入力してください。

※複合用途の場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下、建築物省エネ法)における用途に準ずるものとします。

工場の場合、建築物省エネ法による計算となる部分の床面積を入力してください。計算対象が全くない場合には、0を入力してください。

ゲストルームがある場合の床面積については、建築物省エネ法による計算で、住戸として計算しておれば専有部、共用部分で算定しておれば共用部に入力してください。

病院とホテルの場合には、病室部分または宿泊部分の床面積の割合を0~1の間で入力して下さい。

■LR1「建築物エネルギー消費性能確保計画」等からの必要事項の転記

■建物名称（仮称）○○住宅

1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項

非住宅部分 [BPI][BPIm] = 0.50 6地域 <1~7地域> レベル 5.00 <8地域> レベル 5.00

住宅部分 品確法 等級5 相当 ※1

※1 複数の等級が混在する場合は最も低い等級で評価する。

用途	床面積(m ²)	床面積比率	レベル
非住宅部分	5,000.00	0.67	レベル 5.0
住宅部分	2,500	0.33	レベル 4.0

LR1/1. 建物外皮の熱負荷抑制 レベル 4.7

2 一次エネルギー消費性能

■BEI等の転記

非住宅	集合住宅※	非住宅	集合住宅
[BEI*][BEIm] = 0.50	0.72	レベル 4.00	レベル 4.84
[BEI][BEIm] = 0.50	0.71	レベル 4.00	レベル 4.30
[BEI+] =		対象外	

※集合住宅では共用部も含めた「一次エネルギー消費削減率」をBEI、またはBEImに換算（「一次エネルギー消費削減率」を入力する。なお、専有部のみBEI、BEI*での評価も可とする（共用部は省略可）。

非住宅の条件

レベル4以上をBEI+で評価する

対象となるオフサイト再エネの概要

評価にあたっては、オフサイト再エネの有効性の評価がもたらされ、以下の内容を記入する。

①対象となる「再エネ発電設備/施設」の概要（所在地、規模、設備仕様等）の提示

②年間利用量の検討資料の提示（需給バランスの検討資料）

③オンサイト（敷地内）で、可能な再エネ設備が計画されていること（オンサイト再エネ無の場合は対象外）

集合住宅の条件

レベル4以上をBEI+で評価する

再エネ導入効果が低い理由

仕様基準で評価する

仕様基準で評価する面積

算定プログラムで評価する面積

2500.00 m² レベル 4.84

「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準」（平成28年国土交通省告示第266号、令和4年11月改正。以下「仕様基準」）を満たす場合はレベル2、「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準」（令和4年11月国土交通省告示第1106号。以下「誘導仕様基準」）を満たす場合はレベル4と評価することができる。上記を満たさない場合はレベル1を選択する。

LR1/3. 設備システムの効率化

非住宅	集合住宅
レベル 4.00	レベル 4.80

■用途別評価対象面積とBEI/BEIm等設定値

用途	床面積(m ²)	床面積比率	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
用途① 事・学	5,000.00	1.00	0.90	0.80	0.60	0.50	0.25
用途② 物・ホ	0.00	0.00	0.90	0.80	0.70	0.50	0.25
用途③ 飲・会・病	0.00	0.00	0.90	0.85	0.70	0.50	0.25
用途④ 工	0.00	0.00	0.90	0.75	0.60	0.50	0.25
用途⑤ 非住宅部分	5,000.00		0.90	0.80	0.60	0.50	0.25
用途⑥ 住	2,500.00		1.10	1.00	0.90	0.80	0.70

3 一次エネルギー消費量等の転記（WLG計算用）

■住宅部分（専有部）について算定プログラムを使わない場合、以下を必ず選択して下さい

暖房方式

冷房方式

■住宅部分共用部の廊下タイプ

■住宅部分算定プログラムの結果

※省略可。ゲストルームは住戸合計に含めてもよい。

一次エネルギー消費量	MJ/年	住戸合計	共用部※	共用部ゲストルーム等住戸扱い※	合計
算定プログラム対象面積(m ²)		2,150	350		
A. 基準一次エネルギー消費量		2,000	350		
B. 設計一次エネルギー消費量(合計・CGSを対象とする場合)		1,600	225		
C. コージェネ設備の売電に際する控除量(マイナスの値を入力)		0			
D. その他の設備の一次エネルギー消費量		500	0		
E. 発電量(コージェネレーション)		0			
F. 発電量(太陽光発電)		0	12		
G. 設計一次エネルギー消費量(合計・PVおよびCGSを対象とする場合)		1,600	220		

＜参考＞ BEI* 0.73 BEI 0.64

注記:

- ・A、Bはその他一次エネルギー(D)含む
- ・Bは再生可能エネルギーによる削減分(F)を考慮しない。Gは考慮(自家消費分)する。
- ・全量買取制度は評価対象外

住宅部分は、運用段階のGHG算定に必要となるため、一次エネルギー消費量を入力する。なお非住宅部分については、

外皮、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項です。非住宅の場合は、[BPI] [BPIm] 住宅の場合は、品確法の等級相当を入力してください。

非住宅の [BEI*]、[BEI] 等を入力してください。再エネがない場合は、どちらも同じ値を入力してください。

非住宅の [BEI*] ≤ 0.5 かつオンサイト再エネがある場合に BEI+ の評価が可能です。モデル建物法の場合は対象外です。

6階建以上もしくは、日陰等の理由で再エネ導入効果が低い場合に選択可能です。

一次エネルギー消費量を仕様基準で評価する場合は、選択してください。

住宅部分の共用部の廊下タイプを屋外廊下/屋内廊下の別を選択してください。

「住戸合計の算定プログラムの結果」を入力してください。「共用部」、「共用部ゲストルーム等」は省略可能です。ゲストルームを住戸として評価している場合は、「住戸合計の算定プログラムの結果」に含めることも可能ですが、その場合は、メインシートの専有部の面積にゲストルームを含めてください。

・各採点シートの各評価項目の得点が3.0点より大きくなる場合は「各評価点の環境配慮概要の欄」に措置の内容をご記入ください。記入されると、スコアシートの「環境配慮設計の概要記入欄」に各内容が反映されます。

Q1 室内環境



色欄について、プルダウンメニューから選択、または数値・コメント※を記入。

実施設計段階

※環境配慮の概要は最長30字程度。レベル3を超える場合は必ず記入し、多い場合は配慮シートに記述する。

1 音環境

1.1 室内騒音レベル

建物全体・共用部分 重み係数(既定) = 0.50						住居・宿泊部分 重み係数(既定) = 0.50		dB(A)	
レベル 4.0	事・会(屋外)・病(待)・ホ・エ・住	学(大学等)・会(図)・病(診)	物・飲	会(他)	学(小中高)	レベル 4.0	病・ホ・住		
レベル 1	50 < [騒音レベル]	45 < [騒音レベル]	55 < [騒音レベル]	40 < [騒音レベル]	60 < [騒音レベル]	レベル 1	45 < [騒音レベル]		
レベル 2	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)	50 < [騒音レベル] ≤ 60	レベル 2	(該当するレベルなし)		
レベル 3	45 < [騒音レベル] ≤ 50	40 < [騒音レベル] ≤ 45	50 < [騒音レベル] ≤ 55	35 < [騒音レベル] ≤ 40	45 < [騒音レベル] ≤ 50	レベル 3	40 < [騒音レベル] ≤ 45		
■レベル 4	40 < [騒音レベル] ≤ 45	35 < [騒音レベル] ≤ 40	45 < [騒音レベル] ≤ 50	30 < [騒音レベル] ≤ 35	35 < [騒音レベル] ≤ 45	■レベル 4	35 < [騒音レベル] ≤ 40		
レベル 5	[騒音レベル] ≤ 40	[騒音レベル] ≤ 35	[騒音レベル] ≤ 45	[騒音レベル] ≤ 30	[騒音レベル] ≤ 35	レベル 5	[騒音レベル] ≤ 35		
環境配慮概要									

建築物環境計画書「CASBEE 名古屋」採点シート(抜粋)

CASBEE-建築(新築)2024年版、名古屋市建築物環境配慮(仮称)〇〇住宅		■使用評価マニュアル CASBEE-建築(新築)2024年版、名古屋市建築物環境配慮(仮称)〇〇住宅 ■評価ソフト: CASBEE_Nagoya_2026(v1.0)			
スコアシート 実施設計段階		環境配慮設計の概要記入欄			
配慮項目		建物全体・共用部分		住居・宿泊部分	
		評価点	重み係数	評価点	重み係数
Q 建築物の環境品質					
Q1 室内環境					
1 音環境		3.5	0.15	3.5	1.00
1.1 室内騒音レベル		4.0	0.50	4.0	0.50
1.2 遮音		3.0	0.50	3.0	0.50
1 開口部遮音性能		3.0	1.00	3.0	0.30
2 界壁遮音性能		-	-	3.0	0.30
3 界床遮音性能(軽量衝撃源)		-	-	3.0	0.20
4 界床遮音性能(重量衝撃源)		-	-	3.0	0.20
1.3 吸音		-	-	-	-
2 温熱環境		3.0	0.35	3.0	1.00
2.1 室温制御		3.0	0.50	3.0	0.50
1 室温		3.0	0.63	3.0	0.63
2 外皮性能		3.0	0.38	3.0	0.38
3 ゾーン別制御性		-	-	-	-
2.2 湿度制御		3.0	0.20	3.0	0.20
2.3 空調方式		3.0	0.30	3.0	0.30
全体		2.8			
Q1 室内環境		3.0			
1 音環境		3.5			
1.1 室内騒音レベル		4.0			
1.2 遮音		3.0			
1 開口部遮音性能		3.0			
2 界壁遮音性能		-			
3 界床遮音性能(軽量衝撃源)		-			
4 界床遮音性能(重量衝撃源)		-			
1.3 吸音		-			
2 温熱環境		3.0			
2.1 室温制御		3.0			
1 室温		3.0			
2 外皮性能		3.0			
3 ゾーン別制御性		-			
2.2 湿度制御		3.0			
2.3 空調方式		3.0			

建築物環境計画書「CASBEE 名古屋」スコアシート

6. 重点事項について

「CASBEE 名古屋」では、名古屋市の環境に関する長期戦略などを踏まえ、以下の3つの視点を重点事項として設定します。

① 温暖化対策

名古屋市では、「低炭素都市 2050 なごや戦略」において、温室効果ガスを 2020 年時点で-25%(1990 年比)、2050 年時点で 8 割削減(同)という挑戦目標を掲げるなど、エネルギー消費の少なく快適な低炭素都市の実現を目指しており、これらに寄与する項目を抽出し評価します。

《評価項目》 LR1 エネルギー
LR3.1 地球温暖化への配慮
LR3.2.2 温熱環境悪化の改善

② 自然共生

名古屋市では、「生物多様性 2050 なごや戦略」や、2010 年に開催された COP10*などを踏まえ、生物・自然環境との共生を今後の目指すべき都市の姿の一つとしており、また都市における緑の保全・創出も重要な課題となっていることから、これらに寄与する項目を抽出し評価します。

※生物多様性条約第 10 回締約国会議(2010 年 10 月開催)

《評価項目》 Q3.1 生物環境の保全と創出
Q3.2 まちなみ・景観への配慮、Q3.3.1 地域性への配慮、快適性の向上
における「地域性のある材料の使用」
Q3.3.2 敷地内温熱環境の向上

③ 循環型社会

名古屋市では、「水の環復活 2050 なごや戦略」において、ヒートアイランドの解消などにむけた水循環機能の回復を目標としており、また「ごみ非常事態宣言(平成 11 年)」以降、現行の「第 6 次一般廃棄物処理基本計画」に至るまで、廃棄物削減への取組を続けており、これらに寄与する項目を抽出し評価します。

《評価項目》 LR2.1 水資源保護
LR2.2 非再生性資源の使用量削減
LR3.2.3 地域インフラへの負荷抑制(雨水、汚水、廃棄物)

図 重点項目 評価結果シート

CASBEE®名古屋 評価結果			
重点項目スコア・結果シート			
■ 使用評価マニュアル: CASBEE-建築(新築/2024年版、名古屋市建築物環境配慮制度運用マニュアル ■ 評価ソフト: CASBEE Nagoya_2026(v1.0)			
重点項目	評価	全体に対する 重み係数	重点項目 スコア
1. 温暖化対策			3.7
LR1 エネルギー	3.6	0.4	
LR3.1 地球温暖化への配慮	4.6	0.1	
LR3.2.2 温熱環境悪化の改善	3.0	0.05	
2. 自然共生			1.9
Q3.1 生物環境の保全と創出	2.0	0.09	
Q3.3.1 地域性への配慮、快適性の向上	有	0.009	
Q3.3.2 敷地内温熱環境の向上	2.0	0.045	
3. 循環型社会			3.0
LR2.1 水資源保護	3.0	0.06	
LR2.2 非再生性資源の使用量削減	3.0	0.18	
LR3.2.3 地域インフラへの負荷抑制 ※2	3.0	0.01875	
結果			
1. 温暖化対策	評価点 = 3.7		
	★★★★☆		
2. 自然共生	評価点 = 1.9		
	★★★☆☆		
3. 循環型社会	評価点 = 3.0		
	★★★★☆		

7. 概要の公表

届出いただいた建築物環境計画書は、CASBEE の「結果シート」の形式で、提出後1ヶ月を目処に名古屋市のホームページ及び名古屋市住宅都市局建築指導課の窓口で公表されます。

特定建築物の概要のうち、届出者の氏名、設計者の氏名の情報の公表の有無については、届出書欄外にその旨を記載してください。

概要公表のホームページアドレス

<https://www.city.nagoya.jp/jigyuu/toshikeikaku/1018015/1018021/1018624/1018628/1018631/index.html>

トップページ＞事業向け情報＞都市計画・建築＞開発・宅地造成等・建築＞事業別情報（開発・宅地造成等・建築）＞届出（建築・文化財保護法（埋蔵文化財））＞建築物環境配慮制度（CASBEE 名古屋）＞環境配慮の措置の概要

8. 指導・助言

届出の内容のうち、地球温暖化の防止のための措置、資源の適正な利用のための措置及び建築物の敷地外環境の保全のための措置について、条例に基づき、その改善を求める指導・助言を行う場合があります。

9. その他

名古屋市は本制度の運用にあたり、特定建築主の届出に基づき公表される事項については、一切の責任を負いません。また、虚偽の届出があったと認められる場合は、公表内容について見直しを行う場合があります。

なお、この運用マニュアルは「CASBEE 名古屋」により評価を行う場合の評価方法・基準を示すものです。一般財団法人住宅・建築 SDGs 推進センター（IBECs）が公表している CASBEE ツールや他行政庁等のシステムを活用される場合は、そちらのマニュアルを参照してください。

また、何らかの事情により「CASBEE 名古屋」を用いた評価ができない場合の届出方法については、名古屋市住宅都市局建築指導課までご相談ください。

Ⅱ 「CASBEE 名古屋」の採点基準について

「CASBEE 名古屋」の採点基準は、一般財団法人住宅・建築 SDGs 推進センター（IBECs）の「CASBEE 建築（新築）評価マニュアル（2024 年版）※」を基本としますが、名古屋市及び愛知県の条例等により、独自の採点基準を設けているものがあります。下表の項目については、後述の採点基準を参照ください。尚、SDGsに係る部分についての評価は任意です。

※CASBEE 建築（新築）評価マニュアル（2024 年版）のマニュアルは、IBECs のホームページ（<http://www.ibec.or.jp>）より入手できます。

表 独自採点基準の項目一覧

Q2 サービス性能		
1機能性	1.1 機能性・使いやすさ 1.1.3 バリアフリー計画	読替
1機能性	1.3 維持管理 1.3.2 維持管理用機能の確保	読替
LR2 資源・マテリアル		
2 非再生性資源の使用量削減	2.4 躯体材料以外におけるリサイクル材の使用	追記
LR3 敷地外環境		
2 地域環境への配慮	2.1 大気汚染防止	追記
2 地域環境への配慮	2.3 地域インフラへの負荷抑制 2.3.1 雨水排水負荷低減	追記
2 地域環境への配慮	2.3 地域インフラへの負荷抑制 2.3.2 汚水処理負荷抑制	追記
2 地域環境への配慮	2.3 地域インフラへの負荷抑制 2.3.3 交通負荷抑制	読替
3 周辺環境への配慮	3.1 騒音・振動・悪臭の防止 3.1.1 騒音	追記
3 周辺環境への配慮	3.1 騒音・振動・悪臭の防止 3.1.2 振動	追記
3 周辺環境への配慮	3.1 騒音・振動・悪臭の防止 3.1.3 悪臭	追記

Q2 サービス性能

1.機能性 1.1 機能性・使いやすさ 1.1.3 バリアフリー計画

全国版マニュアルを

読み替え

<建物全体・共用部分>	
用 途	事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住
レベル1	レベル3を満たさない。
レベル2	（該当するレベルなし）
レベル3	愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例を満たしている。
レベル4	愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例を満たしており、さらにバリアフリー新法の建築物移動等円滑化誘導基準（望ましいレベル）を満たしている。
レベル5	上記を超えてさらに十分な配慮を行っており、ユニバーサルなデザインとなっている。

□解 説

機能的な建築空間は利用する可能性のあるすべての人に開かれている必要がある。

愛知県では、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」を定め、多数の者が利用する施設は用途・面積に応じた対応が義務化されている。

また、バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）は、多数の者が利用する建築物に対して特段の不自由なく建築物を利用できるようにすることを目的に「建築物移動等円滑化誘導基準（望ましいレベル）」を定めている。

この項目では、建物全体・共用部分がどの程度条例やバリアフリー新法に適合しているかで評価を行う。

1.機能性 1.3 維持管理 1.3.2 維持管理用機能の確保

□解 説

I 評価する取組みの解説（建築物衛生法における特定建築物の場合）

5) 名古屋市では、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」、「事業用建築物における廃棄物保管場所設置のあらまし」および「共同住宅における廃棄物保管場所等の設置及び管理に関する指導要綱」により必要とされる面積を超えて整備する場合に取組みとする。

全国版マニュアルを

読み替え

LR2 資源・マテリアル

2.非再生性資源の使用量削減 2.4 躯体材料以外におけるリサイクル材の使用

□解 説

また、「あいくる材」も評価対象とする。（愛知県リサイクル資材評価制度（あいくる）によって認定を受けた資材。愛知県リサイクル資材評価制度（あいくる）とは、リサイクル資材についてあらかじめ評価基準を公表し、製造業者からの申請を受けて、評価基準に適合するものを認定し、県の公共工事で率先利用する制度のことで、平成14年4月から実施している。

全国版マニュアルに

追記

評価対象	品目名
あいくる材	愛知県リサイクル資材評価制度（愛知県建設部建設企画課）のホームページをご参照ください。 (https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/)

LR3 敷地外環境

2.地域環境への配慮 2.1 大気汚染防止

採点基準：

地域の条例とは、愛知県の「大気汚染防止法第四条第一項に基づく排出基準を定める条例」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」、名古屋市の「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（環境保全条例）」が該当する。詳細は以下の表および名古屋市環境局がとりまとめている大気汚染防止ハンドブック等を参照のこと。

全国版マニュアルに

追記

表 大気（一般）規制の概要一覧（名古屋市内）

規制対象物質等	規制種類	根拠法令	規制対象施設
硫黄酸化物	K 値規制（排出口基準）	法	法対象ばい煙発生施設（ボイラー等）
		県条例	条例対象ばい煙発生施設（法対象施設より小規模なボイラー等）
	総量規制	法	特定工場等
	総排出量規制	県条例	大気指定工場等
ばいじん	排出基準（濃度基準）	法	法対象ばい煙発生施設（ボイラー等）
		県条例	特定工場等以外の工場・事業場における法対象ばい煙発生施設
ばい煙	構造並びに使用及び管理に関する規制（建屋集じん装置の設置等）	県条例	金属溶解炉（炉床非伝導式直接弧光炉に限る）、製鋼又は合金鉄の製造用の電気炉又は骨材乾燥炉を設置する工場・事業場
窒素酸化物	排出基準（濃度基準）	法	法対象ばい煙発生施設（ボイラー等）
		工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領	大気指定工場等に設置する法対象ばい煙発生施設
	総量規制	市条例	大気規制工場（施設の定格能力の合計が重油の量の換算 500ℓ/時以上）
	低 NOx 型小型燃焼機器普及促進指針	市条例	法、条例の規制対象にならない小型燃焼機器

表 低NOx型小型燃焼機器普及促進指針の別表（名古屋市環境保全条例）

番号	種類	規模	排出ガス中の窒素酸化物濃度（ppm）		
			ガス	灯油	A重油
1	業務用小型ボイラー	伝熱面積 10 m ² 未満	50 以下	80 以下	100 以下
2	吸収式冷温水発生機	伝熱面積 10 m ² 未満	60 以下	80 以下	100 以下
3	家庭用ガス給湯器のうち以下のもの ・ガス瞬間形湯沸器（先止式） ・ガス温水給湯暖房機（給湯機部分） ・ガス給湯機付きふろがま（給湯機部分）		60 以下		
4	ガス機関（GHP に用いられるもの以外）	燃料の燃焼能力が重油換算で 10ℓ/h 未満	300 以下		
5	ガスヒートポンプ（GHP）	燃料の燃焼能力が重油換算で 10ℓ/h 未満	100 以下		

2.地域環境への配慮 2.3 地域インフラへの負荷抑制 2.3.1 雨水排水負荷低減

全国版マニュアルに

追記

□解説

名古屋市では、新川流域（北区・西区・中川区・港区のそれぞれ一部）及び境川流域（緑区の一部）が特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川流域」に指定されている。この流域内では500 m²以上の開発は許可が必要となり、許可にあたっては技術的基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が必要となる。

2.地域環境への配慮 2.3 地域インフラへの負荷抑制 2.3.2 汚水処理負荷抑制

全国版マニュアルに

追記

□解説

名古屋市では、「水質汚濁防止法」に加え、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」により、工場・事業場から排出される水について規制を行っている。

2.地域環境への配慮 2.3 地域インフラへの負荷抑制 2.3.3 交通負荷抑制

全国版マニュアルを

読み替え

□解説

1 自転車の利用（代替交通手段の利用）に関する取組み
2)では、自転車の他、循環バスルートの新設、集合住宅の住民が自動車を共同利用できる仕組み（カーシェアリング）を管理組合が導入する、パークアンドライド駐車場として名古屋市の認定を受けるなどの取組みを評価する。

3.周辺環境への配慮 3.1 騒音・振動・悪臭の防止 3.1.1 騒音

全国版マニュアルに

追記

□解 説

名古屋市では、工場・事業場における事業活動に伴って発生する騒音について、生活環境を保全し、人の健康を保護するため、騒音規制法及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例により規制している。

表 騒音規制基準

時間の区分 地域の区分		騒音 (dB)		
		昼間	朝夕	夜間
騒音規制法	名古屋市環境保全条例	8～19	6～8 19～22	22～6
第一種区域	第一種低層住居専用地域	45	40	40
	第二種低層住居専用地域			
	第一種中高層住居専用地域			
	第二種中高層住居専用地域			
第二種区域	第一種住居地域	50	45	40
	第二種住居地域			
	準住居地域			
第三種区域	近隣商業地域	65	60	50
	商業地域			
	準工業地域			
	都市計画区域で用途地域の定められていない地域	60	55	50
第四種区域	工業地域	70	65	60
	工業専用地域	75	75	70

3.周辺環境への配慮 3.1 騒音・振動・悪臭の防止 3.1.2 振動

全国版マニュアルに

追記

□解 説

名古屋市では、工場・事業場における事業活動に伴って発生する振動について、生活環境を保全し、人の健康を保護するため、振動規制法及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例により規制している。

市条例における計測期間の区分は、昼間(7時～20時)と夜間(20時～7時)の二分類としている。

表 振動規制基準

時間の区分 地域の区分		振動 (dB)	
		昼間	夜間
振動規制法	名古屋市環境保全条例	7～20	20～7
第一種区域	1 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	60	55
	2 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域		
	1 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	65	60
第二種区域	2 工業地域	70	65
	工業専用地域	75	70

3.周辺環境への配慮 3.1 騒音・振動・悪臭の防止 3.1.3 悪臭

全国版マニュアルに

追記

口解 説

名古屋市では、悪臭防止法のほか市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく悪臭対策指導指針を定めている。

表 悪臭防止法に基づく特定悪臭物質の規制基準一覧表（○：規制対象）

物 質 名	1号規制 (ppm)		2号規制	3号規制(mg/ℓ)			
	敷地境界線 の地表に おける規制			気体排出 施設から の規制	排水水に係る規制		
					排水水量(Q;m³/秒)		
					Q≤10 ⁻³	10 ⁻³ <Q≤0.1	0.1<Q
アンモニア	○	1	○				
メチルメルカプタン	○	0.002		○	0.03	0.007	0.002
硫化水素	○	0.02	○	○	0.1	0.02	0.005
硫化メチル	○	0.01		○	0.3	0.07	0.01
二硫化メチル	○	0.009		○	0.6	0.1	0.03
トリメチルアミン	○	0.005	○				
アセトアルデヒド	○	0.05					
プロピオンアルデヒド	○	0.05	○				
ノルマルブチルアルデヒド	○	0.009	○				
イソブチルアルデヒド	○	0.02	○				
ノルマルバレルアルデヒド	○	0.009	○				
イソバレルアルデヒド	○	0.003	○				
イソブタノー ル	○	0.9	○				
酢酸エチル	○	3	○				
メチルイソブチルケトン	○	1	○				
トルエン	○	10	○				
スチレン	○	0.4					
キシレン	○	1	○				
プロピオン酸	○	0.03					
ノルマル酪酸	○	0.001					
ノルマル吉草酸	○	0.0009					
イソ吉草酸	○	0.001					

表 市条例に基づく悪臭対策指導指針による指導基準値

区域の区分		指導基準値	
種 別	該当地域	工場等の敷地の境界線 における臭気指数	工場等の排気口から 排出される臭気指数
第1種 区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	10	25
第2種 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 未指定地域	13	27
第3種 区域	工業地域 工業専用地域	15	30

備考1 区域の区分該当地域の欄中の各地域（未指定地域を除く。）は都市計画法第8条第1項第1号の規定による地域をいい、未指定地域とはその他の地域をいう。

2 第3種区域内に所在し、その敷地が第1種区域と接している工場等については、第2種区域に係る指導基準値を適用する。ただし、当該工場等の敷地境界で第1種区域に接しない部分については、第3種区域に係る工場等の敷地の境界線における臭気指数の指導基準値を適用する。